

報告第24号

専決処分について報告の件（その5）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

専決処分書
請負契約額の変更

町は、請負契約を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 (仮称) 芽室南小学校区保育所等複合施設建設工事(外構整備)
- 2 契 約 金 額 変更前 63,396,000円
変更後 65,145,600円
- 3 契約の相手方 芽室町東6条10丁目1番1
株式会社北土開発
代表取締役 山田 朝常
- 4 工 期 変更前 自 平成29年6月 5日
至 平成30年1月26日
変更後 自 平成29年6月 5日
至 平成30年2月 2日
- 5 工 事 概 要 外構整備工事一式(駐車場整備工事、歩道整備工事、植栽設置
工事、フェンス設置工事、グラウンド整備工事、遊具設置工事、
雨水排水設備工事等)
- 6 変 更 内 容 アスファルト舗装の仕様の変更及び車止め追加に伴う増額変更
平成30年 1月16日 専決処分

説 明

(仮称) 芽室南小学校区保育所等複合施設建設工事(外構整備)について、設計書の内容の一部変更が生じたことから、設計変更に伴う請負契約額及び工期について変更契約を締結したものであります。